別紙４　会則改定理由

改定対象

向陽中学校PTA会則
３条

改定理由

①支部数の不整合是正

②支部名の記載順序を
総会資料と整合

旧	第１章　総　則 第１条　この会は磐田市立向陽中学校ＰＴＡという。 第２条　この会の事務局は向陽中学校におく。 第３条　この会に３地区１８支部をおく。支部の増減は、運営委員会できめる。 大藤地区　（１区）（２区）（３区，４区）（５区，大藤団地） （６区、市営）（７区，８区）（９区）（１０区） （１１区，１２区，１３区） 向笠地区　（岩井、篠原、向笠西）（岩井原２名）（西原）（竹之内） （竹原）（新屋原，笠梅原）（新屋、笠梅） 岩田地区　（寺谷新田・圷上・圷下，匂坂上・上原・中上・中下・新）
新	第１章　総　則 第１条　この会は磐田市立向陽中学校ＰＴＡという。 第２条　この会の事務局は向陽中学校におく。 第３条　この会に３地区１７支部をおく。 支部の増減は、運営委員会できめる。 大藤地区　（１区）（２区）（３区，４区）（５区，大藤団地） （６区、市営）（７区，８区）（９区）（１０区） （１１区，１２区，１３区） 向笠地区　（岩井原）（岩井、篠原、向笠西）（西原）（竹之内） （竹ノ内原）（新屋、笠梅）（新屋原，笠梅原） 岩田地区　（寺谷新田・圷上・圷下，匂坂上・中上・中下・新・上原）

改定対象

向陽中学校PTA会則
７条、８条

改定理由

①総会で承認されている全役員の列記

②事務局職員という表現の不整合解消
（総会資料との整合）

③役員の兼務記入
（副会長男性・・・会計監査）

④会計について、実業務を担当されている教職員に変更

⑤書記人数の不整合解消

旧	第５章　役員，事務局職員 第７条　この会は次の役員をおく。 会長１名　副会長３名（うち１名は教頭とする。）会計監査委員１名 ただし、磐田市 PTA 連絡協議会の役員に当たる年については、副会長を４名置くことができる。 第８条　この会は次の事務局職員をおく。 会計１名　書記１名
新	第７条　この会は次の役員をおく。 １　会長　１名 ２　副会長　３名（うち１名は教頭とする） ただし磐田市 PTA 連絡協議会の役員に当たる年は副会長を４名にできる。 ３　会計監査　１名（副会長（男性）が会計監査を兼任する） ４　会計　１名（PTA 担当教職員） ５　書記　２名（PTA 担当教職員） ６　顧問　１名（校長）

改定対象

向陽中学校PTA会則
１０条

改定理由

①文章の明瞭化

②顧問の役割追加

旧	第１０条　役員及び事務局職員の任務は次のとおりである。 １　会長はこの会を代表し会議を召集するとともに会務を統括する。 ２　副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。 ３　会計監査委員は年度内の会計を監査し，その結果を当該年度総会に報告する。 ４　会計は金銭出納を正確にし会計監査委員の監査を経て総会に報告する。 ５　書記は諸帳簿を作製保管し会の運営記録をする。
新	第１０条　役員及び事務局職員の役割は次のとおりである。 １　会長はこの会を代表し会議を召集するとともに会務を統括する。 ２　副会長は会長を補佐し会長不在の時はその職務を代行する。 ３　会計監査は年度会計を監査し総会で報告する。 ４　会計は正確な金銭出納を行い会計監査を経て総会で報告する。 ５　書記は諸帳簿を作製保管し会の運営を記録する。 ６　顧問は PTA 全体の円滑な運営を支援する。

改定対象

向陽中学校PTA会則
１１条

改定理由

①細則削除による、
表現の変更

②各役員の具体的な選
出方法を記入

旧	第１１条　役員の選出は次のとおりである。ただし選出方法については別に細則できめる。 １　会長，副会長，会計監査委員は評議委員会において会員中より選出して総会で承認を得るものとする。 ２　書記及び会計は会長が委嘱する。
新	第１１条　役員の選出方法は次のとおりである。 １　会長は前年度の副会長（男性）から選出する。 ２　副会長（男性・女性）は選考委員会にて選出する。 ３　会計監査は副会長（男性）が兼任で担当する。 ４　会計は顧問が教職員から選出する。 ５　書記は顧問が教職員から選出する。 ６　顧問は校長が担当する。

改定対象

向陽中学校PTA会則
１２条

改定理由

①文章の明瞭化

旧	第６章　　会　議 第１２条　この会の会議は次のとおりである。 総会は原則として年１回開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
新	第６章　　会　議 第１２条　この会の会議は次のとおりである。 総会は年１回開催する。ただし必要に応じ臨時に開催することができる。

改定対象

向陽中学校PTA会則
１３条

改定理由

①総会の実際の議事を記載し、機能を明瞭化

旧	第１３条　総会はこの会の最高決議機関であって，その機能は次のとおりである。 １　会則の承認 ２　予算・決算の承認 ３　事業計画の議決 ４　役員の承認 ５　その他重要事項の審議決定
新	第１３条　総会はこの会の最高決議機関であって，その機能は次のとおりである。 １　前年度　活動報告と承認 ２　前年度　決算報告、会計監査報告と承認 ３　新年度　PTA 組織の承認 ４　新年度　活動方針および計画の承認 ５　新年度　予算の承認 ６　会則の改定承認 ７　その他重要事項の審議決定

改定対象

向陽中学校PTA会則
１４条１項、２項

改定理由

①役員、学年委員、支部委員は原則的に兼務不可の旨追記

②同一家庭からの役員、委員の選出を行わない旨を追記

③専門委員会の会則削除

④学年委員会、支部委員会の役割追記

旧	第１４条　この会は次の委員会をおく。その構成及び機能は次のとおりである。 １　学年委員会 学級より選出された委員，学年所属職員で構成し１年，２年，３年学年委員会を構成し，当該学年の教育振興に協力する。 ２　専門委員会 支部より選出された専門委員が次のいずれかの委員会に所属し，専門委員会を構成する。 （1）施設・厚生委員会 学校の施設，設備，環境の整備及び会員の厚生にあたる。 （2）生活・文化委員会 生徒の健全育成に努め，生徒の安全，校外生活指導に協力する。 会員の研修に努め，生徒の保健の向上をはかり，学校の体育的行事に協力する。 （3）広報委員会 会の広報活動にあたる。
新	第１４条　この会は次の委員会をおく。その構成、選出方法、役割は次のとおりである。なお、役員、学年委員、支部委員は会計監査を除き相互に兼務しないことを原則とする。また、同一家庭からの選出も行わないことを原則とする。 １　学年委員会 各学級より１名選出し、構成する。選出方法は立候補、推薦によって決定し、学年ごとの課題の集約と保健、教育に関する会議に参加する。 ２　支部委員会 各支部から１名選出し、構成する。選出方法は各支部に一任し、各地区、支部ごとの課題の集約と資源回収の取りまとめを行う。

改定対象

向陽中学校PTA会則
１４条３、４，５項

改定理由

①運営委員会のスリム化のため、構成役員の見直し

②ただし緊急～の文章削除（通常の行為であり特別な記述は不要）

③選考委員会の役割定義追記

④特別委員会の役割見直し

旧	3 運営委員会 運営委員会は会長，副会長，書記，会計，各専門委員長，学年委員長で構成し，この会の活動計画を企画し，運営処理に当る。ただし緊急を要する等の事項については，事後に運営委員会に処理事項を報告し，了解を求める等の処理ができる。 4 特別委員会 運営委員会で認めた者で構成し，特別な事項について審議処理する。ただし，その処理事項については次の運営委員会において報告する。
新	3 運営委員会 会長，副会長（男性、女性），書記，顧問で構成し，PTA の活動計画と運営を行う。 4 選考委員会 副会長（女性）で構成し、次期副会長選出の立候補、推薦の開票を行う。 5 特別委員会 PTA 会員が自発的または一時的な活動を実行する際に、運営委員会で企画を承認することで当該年度の期間、組織を構成し活動することができる。

改定対象

向陽中学校PTA会則
１８条

改定理由

①実際には入会金はなく、会費のみのため削除

改定対象

向陽中学校PTA会則
１９条

①１８条の表現削除、自然な表現に変更

旧	第７章　　経　理 第１６条　この会の経理は会費その他による。 第１７条　会費は毎年総会においてきめる。 第１８条　新入会員は入会金を納めるものとする。 第１９条　特別の事情のある者は第１７条，第１８条の納入を免除することができる。 第２０条　この会の会計年度は毎年４月１日にはじまり，翌年３月３１日におわる。
新	第７章　　経　理 第１６条　この会の経理は会費その他による。 第１７条　会費は毎年総会においてきめる。 第１９条　特別な事情のある者は第１７条の納入を免除できる。 第２０条　この会の会計年度は毎年４月１日にはじまり，翌年３月３１日におわる。

改定対象

向陽中学校PTA会則
２１条

改定理由

①細則の表現削除

改定対象

向陽中学校PTA会則
２２条

改定理由

①顧問（校長先生）は必ず役員となるため、削除

旧	第８章　付　則 第２１条　この会に次の帳簿を備える。 １ 会員名簿　２ 会則，細則　３ 役員，委員名簿　４ 会誌　５ 会議録 ６ 予算，決算書　７ 会計簿　８ 領収書綴　９ 文書綴 第２２条　この会は必要に応じて顧問をおくことができる。 第２３条　本会則は昭和４１年　４月１日より実施する。
新	第８章　付　則 第２１条　この会に次の帳簿を備える。 １ 会員名簿　２ 会則，細則　３ 役員，委員名簿　４ 会誌　５ 会議録 ６ 予算，決算書　７ 会計簿　８ 領収書綴　９ 文書綴 第２３条　本会則は昭和４１年　４月１日より実施する。

改定対象

向陽中学校PTA運営細則

改定理由

①会則に細則内容を統合しシンプル化することによる会則の明瞭化

旧	**向陽中学校ＰＴＡ運営細則** 第１章　総　則 第１条　この会は向陽中学校ＰＴＡ会則第１１条のただし書きにより定める。 第２章　役　員 第２条　第７条の役員の選出については，あらかじめ選考委員会を設けることができる。選考委員会の構成等は，支部委員会できめる。 第３条　役員は兼任できない。 第４条　役員は１４条の１項及び２項の委員を兼任しないことを原則とする。 第３章　委　員 第５条　第１４条１項の委員は，第３条のそれぞれの支部より各１名選出されるものとする。 第６条　第１４条２，３項の委員会に委員長を互選して設ける。 第４章　付　則 第７条　本細則の改廃は評議委員会できめる。
新	削除

改定対象

向陽中学校PTA慶弔規定

改定理由

①文章の明瞭化

旧

向陽中学校ＰＴＡ慶弔規定

本会に次のとおり慶弔規定を定める。

１　役員（会長、副会長１名）退任の場合は、記念品を贈る。
２　弔事に関して
（１）会員並びに生徒死亡の場合は代表者が会葬し，香料１０，０００円を，霊前に供える。
（２）会員並びに生徒の初盆の場合は代表者が霊前に２，０００円の供物料を供えて礼拝する。
３　その他
（１）役員，教職員，生徒等の長期にわたる病気あるいは不慮の事故等のあった場合は役員会の協議の上，別に定める。
（２）本内規によりがたい場合または教職員あるいは学校関係者の死亡の場合は，正副会長会を開いて別に定める。
この内規は平成１７年４月１日より改訂実施する。

令和２年　４月２４日 一部改正

新

向陽中学校ＰＴＡ慶弔規定

本会に次のとおり慶弔規定を定める。

１　会長、副会長退任の場合は記念品を贈る。
２　弔事の場合は以下に定める。
（１）会員並びに生徒死亡の場合は代表者が会葬し香料１０，０００円を供える。
（２）会員並びに生徒の初盆の場合は代表者が参列し供物料２，０００円を供える。
３　以下の場合は運営委員会にて協議し決定する。
（１）役員，教職員，生徒等の長期にわたる病気あるいは不慮の事故
（２）学校関係者の死亡
（３）その他役員が必要と判断した場合

施行　平成１７年　４月　１日
改正　令和２年　４月２４日
改正　令和４年　１月　１日